

個人住民税の納税が困難な方へ

次のような場合、個人住民税の
減免を受けられる場合があります。

- ・ 災害によって住宅、家財が滅失等された場合。
- ・ 生活保護を受けている場合、又は生活保護に準ずる場合。
- ・ 前年の所得が一定額以下で、1ヶ月以上失職等によって所得が無い場合。
 . . . など。

* 失職等とは、会社倒産や人員整理による解雇、疾病による失職をいい、自己都合や期間満了による退職は除きます。

注) 詳しくは裏面の一覧表をご覧ください。

★ご相談の際は、「印鑑」・「納税通知書」と、申請理由に応じてできるだけ次のものをご用意ください。

* 納期限までにご相談ください。

申請の理由	お持ちいただくもの
災害を受けた場合	り災証明など
生活保護を受けている場合 (生活保護に準ずる場合)	保護証明など (収入、生活状態がわかるもの)
会社倒産、人員整理による解雇、疾病による失職等	雇用保険受給者資格者証・給与明細書(疾病による失職の場合は診断書・入院証明書)など

お問い合わせは区役所税務課市民税担当へ

市民税減免規定及び減免額一覧（横浜市）

市税条例施行規則第18条の3

区長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。			減免割合	
第1項	第1号	ア 災害によって死亡し、又は生死不明となった者	災害発生の日以後到来する納期の全額	
		イ 災害によって障害者となった者	災害発生の日以後到来する当該年度の納期の10分の9の額	
		ウ 災害によって住宅又は家財の10分の5以上が滅失し、又はき損した者	(ア) 前年の合計所得金額が500万円以下の者	災害の日の属する年度の年税額の全額
			(イ) 前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下の者	災害の日の属する年度の年税額の10分の5の額
			(ウ) 前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の者	災害の日の属する年度の税額の10分の2.5の額
		エ 災害によって住宅又は家財の10分の3以上が滅失し、又はき損した者	(ア) 前年の合計所得金額が500万円以下の者	災害の日の属する年度の税額の10分の5の額
	(イ) 前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下の者		災害の日の属する年度の税額の10分の2.5の額	
	(ウ) 前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の者		災害の日の属する年度の税額の10分の1.3の額	
	第2号	ア 本人又はこれと生計を一にする者が生活保護法の規定による扶助を受けている者又は同法の規定による扶助を受けている者に準ずる者	その期間に到来する納期の全額	
		イ 本人又はこれと生計を一にする者が、結核予防法による医療費の公費負担を受けている者(その者のその年度における市民税の所得割額が、3,000円を超える者を除く。)	その期間に到来する納期の全額	
		ウ 本人又はこれと生計を一にする者が、生活保護法の規定による扶助に準ずる公私の扶助を受けている者	その期間に到来する納期の10分の8の額	
	第3号	ア 1月以上失職等によって所得がない者	(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下の者	失職等の期間中に到来する納期の全額
			(イ) 前年の合計所得金額が300万円を超え350万円以下の者	失職等の期間中に到来する納期の10分の8の額
			(ウ) 前年の合計所得金額が350万円を超え420万円以下の者	失職等の期間中に到来する納期の10分の6の額
		イ 賦課期日以後の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して10分の3以下に減少した者	(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下の者	その納期の10分の7の額
(イ) 前年の合計所得金額が300万円を超え350万円以下の者			その納期の10分の5の額	
(ウ) 前年の合計所得金額が350万円を超え420万円以下の者			その納期の10分の3の額	
ウ 賦課期日以後の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して10分の5以下に減少した者		(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下の者	その納期の10分の6の額	
		(イ) 前年の合計所得金額が300万円を超え350万円以下の者	その納期の10分の4の額	
		(ウ) 前年の合計所得金額が350万円を超え420万円以下の者	その納期の10分の2の額	
エ 賦課期日以後の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して10分の7以下に減少した者(前年の合計所得が300万円以下の者に限る)		その納期の10分の3の額		
オ 前年の合計所得金額が550万円以下の納税義務者が死亡したことにより、その納税義務を承継した者		(ア) 前年の合計所得金額が200万円以下の者(その者と生計を一にする親族のうち当該納税義務者の相続人がある場合は、これらの者の合計金額とする)	承継額の全額	
		(イ) 前年の合計所得金額が200万円を超え300万円以下の者(その者と生計を一にする親族のうち当該納税義務者の相続人がある場合は、これらの者の合計金額とする)	承継額の10分の5の額	
カ 法施行令第7条各号に規定する障害者となった者で前年の合計所得金額が550万円以下のもの	障害者となった日以後到来する、当該年度の納期の10分の9の額			
キ アからカまでの規定との均衡上特に減免を必要と認める者	必要と認める額			

*第3号該当の場合、「前年の合計所得金額」は、配偶者控除額、扶養控除額を控除して適用します。
 *失職等とは会社解散や人員整理による解雇、疾病による失職をいい、自己都合や期間満了による退職は除きます。
 また、資産状況・預貯金等の調査や、生計を一にする親族の所得状況も考慮して減免の判断を行います。